

西合志南中学校生徒心得

西合志南中学校は、“3つの目標”のもと全生徒・全教職員が一致団結して日々努力している“進化”する学校です。あなたは「自分のことは自分で正し、夢に向かって日々進化する西南中生」のひとりなのです。さあ、充実した中学校生活を過ごすために、まずはこの生徒心得をよく読み、一步一步しっかりと歩いていきましょう。

(1) 西合志南中学校『3つの目標』

爽

爽やかな挨拶をしよう!

研

時間感覚を研ぎ澄まそう!

美

学校と自分を美しくしよう!

「爽」…西南中生徒は、自分からすすんで「いつでも、どこでも、誰にでも、笑顔で、何度でも、立ち止まって」爽(さわ)やかな挨拶をします。
 「研」…西南中生徒は、時間を大切にしたい行動、生活をします。西南中は“遅刻0(ゼロ)”を目指します。
 「美」…西南中生徒は、時間いっぱい汚れたところを自分で見つけ、工夫しながら無言で掃除をします。西南中生徒は、自分の身なりに責任を持ち、声を掛け合いながらお互いに正し合うことができます。

(2) 西合志南中学校の『1日』・・・生徒行動基準

登校	8:10	8:10チャイム終了までに正門通過し、8:15の「校歌」までに教室に入りバックなどの物品の整理や学習準備を行い、8:20のエーデルワイスで黙想後、朝の会を開始します。8:20時点で着席黙想していないと“遅刻”となります。
朝学活 朝活動	10分間 10分間	読書や教科の学習を各学年で計画的に行います。毎日の小さな積み重ねが自分の“学力”を伸ばします。
授業	50分間 45分間	中学校は教科担任制です。その日の授業はその日にしか受けられません。1時間の授業を大切に、積極的に取り組みましょう。“始業2分前”には席に着き、エーデルワイスと同時に“黙想”を始めます。元気の挨拶とともに授業が始まります。
休み時間	10分間	中学校の休み時間は、次の授業の“準備”の時間です。教室の移動やトイレの時間として使います。授業に遅れてはいけません。
給食	40分間	当番はエプロンとマスクを着用し、全員そろって給食室へ行きます。当番以外は、4限目終了10分以内に手洗い・トイレ・うがいをするませ予鈴のチャイムまでに教室へ入ります。食べ終わったら、食器をきちんと片づけ、席について待ちます。給食終了のチャイムが鳴るまでは、教室から出ません。
昼休み	25分間	天気の良い日は運動場で遊びましょう。体育用具の使い方は体育委員会からお知らせがあるので、その決まりを守って下さい。
掃除	10分間	最後の授業の終了チャイムで、すぐに掃除場所に行き開始のエーデルワイスで担当場所で黙想し、その後掃除を始めます。掃除は“時間いっぱい”無音でがんばります。
帰学活	15分間	黙想をして、今日1日の振り返り(生活・学習等)の時間です。一日をしっかりと見つめ直し、明日の生活を確かなものにします。
下校	16:25	原則として校舎内には残れません。速やかに校舎から出ましょう。特別な理由があつて残る場合は、必ず担任か職員室の先生の許可が必要です。戸締まりをしてあるところは開けてはいけません。
部活動	放課後	自分の意志で入部する部活動です。常に目標をはっきりと持って活動しましょう。

(3) 西合志南中学校の『身なり(服装・履き物・頭髪等)』

- ①制服は、学校指定の制服を着用し、端正、清潔を常に心がける。
- ②服装基準については、自身の体調や気候に応じた服装を着用する。



- 【冬季における服装】(主に、2年生・3年生)
- ◎学ラン…○胸に校章マークの入った黒の標準学生服を着用する。
 - 裏地や裏ボタンは、無地のものとする。
 - ズボンには校章マーク入りのストレート標準タイプをはく。
 - 上衣の下は必ずカッターシャツを着用すること。寒い場合には黒、紺、グレーで無地のセーターかトレーナーを重ねて着用できる。ハイネックは着用しない。
 - ベルトは黒、紺、茶色の単色のものを着用する。
 - ◎セーラー…○リボンを必ず着用し、リボン通しに通す。(縫いつけてあるリボンは外さないこと。リボン通しには原則として『SN』のマークが入っていること。)
 - 上衣の下に、黒、紺、グレーで無地のセーターかトレーナーを着用できる。ただし、ハイネックは着用しない。(中の服が襟や袖から出ないようにする)
 - 袖のホックをはめ、スカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。
 - 時期に応じて、黒のタイツを着用できる。

- 【夏季における服装】(主に2年生・3年生)
- ◎シャツ…○胸に校章マークの入った白の半袖開襟か半袖カッターシャツとする。
 - 下着は必ず着用する。色は白・黒・紺・グレーの無地を基本とし、ワンポイントまでとする。前背面に大きくプリントされたものは着用しない。
 - ◎セーラー…○リボンを必ず着用する。
 - スカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。
 - セーラー服の下には必ず肌着を着用する。色は白・黒・紺・グレーの無地を基本とし、ワンポイントまでとする。前背面に大きくプリントされたものは着用しない。

- 【季節の変わり目における服装】(主に2年生・3年生)
- 白の長袖シャツとし、下着については夏季に準じる。
 - 上衣は白の長袖ブラウス、下衣はジャンパースカートとする。スカート丈は、冬季基準に準じる。下着については、夏季に準じる。
 - 左胸に名札をつける。



- 【新制服Ⅰ 冬季における服装】(主に1年生)
- ◎上衣…○左胸に校章マークの入った紺色のブレザーを着用する。
 - 左胸のポケット上部に名札をつける。
 - 上衣の下には青のシャツを着用し、その上に着るセーター・ベストは希望購入とし、時期に応じて着用を認める。
 - セーター及びベストの色は「黒・紺」のワンポイント・ワンラインまでとする。
 - ◎下衣…○冬用チェック柄のズボン、スカートを着用し、ズボンはベルトを着用する。スカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。
 - ベルトは黒、紺、茶色の単色のものを着用する。



- 【新制服Ⅱ 夏季における服装】(主に1年生)
- ◎上衣…○紺色のポロシャツを着用する。
 - 左胸のポケット上部に名札をつける。
 - シャツのすそはズボン・スカートの中に入れなくてもよい。
 - 襟ボタンの第一ボタンは留めなくてもよいこととする。
 - ◎下衣…○夏用チェック柄のズボン、スカートを着用し、ズボンはベルトを着用する。スカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。
 - ベルトは黒、紺、茶色の単色のものを着用する。



- 【新制服Ⅲ 季節の変わり目における服装】(主に1年生)
- ◎上衣…○青のシャツを着用し、その上からセーター・ベストを着ることを認める。
 - 左胸の上部に名札をつける。
 - セーター及びベストの色は「黒・紺」のワンポイント・ワンラインまでとする。
 - ◎下衣…○冬用チェック柄のズボン、スカートを着用し、ズボンはベルトを着用する。スカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。
 - ベルトは黒、紺、茶色の単色のものを着用する。
 - ◎共通…○登下校時に寒い場合は、前が全て開けられる防寒着の着用を認める。
 - 靴下は白・黒・紺・グレーとし、ワンポイントまでとする。
 - 手袋、マフラーの使用は、厳寒期の登下校時のみとする。



③履き物について

- ◎通学靴…○全体が白のひも付き運動靴を履くこと。(ひもも白とする)
 - 色つきの靴やハット型のスニーカー、革靴、サンダル等運動に適さない靴は認めない。
- ◎上履き…○学校指定のスリッパ(色は学年指定)を使用すること。
 - (1. 600円：園田教材より購入)を採用。
 - 新1年(青色) 新2年(緑色) 新3年(黄色)

④頭髪について

- 頭髪は、目にかからない長さを保ち、常に端正、清潔にしておくこと。
- 肩に髪がかかる場合は結ぶこと。結ぶ場合は、正面から結び目が見えないようにすること。
- 整髪料は、無色・無臭とし校内への持ち込みはしない。

⑤その他

- 以下のことは一切認めない。
 - 眉そり等、髪染め、化粧、アイプチ、ピアス・カラーコンタクト、ネックレス・プレスレット・指輪等の装飾品を身につけること。なお、眉そりや髪染め等をしている場合は学校行事への参加が認められない場合もあります。
- 通学用カバンは学校指定のものとする。通学バックに入らない体操服・部活動着等については、学校指定のサブバッグを使用すること。カバンのアクセサリはお守りをひとつとする。
- 紙袋やビニール袋等、指定サブバッグ以外のバッグの使用は禁止する。ただし、部活動生については、部が許可したものの使用を認める。



(4) 西合志南中学校の『通学』

①登下校の態度について

- 通学は原則として徒歩です。必ず決められた通学路を通行しましょう。
- 交通規則や交通マナーを守り、事故には十分注意しましょう。特に横に広がって歩いたり、信号無視、斜め横断、車道の歩行等は絶対にいけません。
- 登下校中の買い食いは絶対にしないこと。また部活動における登下校も同じです。
- 登下校共にタスキを着用します。

②自転車通学について

- 次の条件を満たす生徒で「自転車通学許可申請書」を提出し、学校長の許可を得た場合のみ、自転車通学をすることができる。
 - ア) 堀川・池の本・県営団地・下須屋に住んでおり、且つ北バイパス以南に住んでいる者。
 - イ) 榎の本地区を流れる堀川以南に住んでいる者。
 - ウ) 自転車事故に対応できる保険(対物・対人補償)に加入している者。
 - エ) 特別な事情により保護者から申し出があり、適当と認められた者。
 - オ) 上記ア・イに該当する者で、以下の「自転車通学規定」を遵守できる者。
 - カ) この「許可」は取り消されることもあり得ることに同意できる者。

「西合志南中学校自転車通学規定」

- 1 自転車に乗るときはヘルメット、タスキを着用し、あごひもをきちんと締める。
- 2 自転車は日頃からよく点検・整備し、改造したりしないこと。
- 3 自転車には自転車通学ステッカーを必ず所定の場所に貼り、氏名も記入する。(学校指定のステッカーが張っていない自転車の使用は一切認めない)
- 4 自転車は決められた場所にきちんと駐輪し、鍵(2重ロックが望ましい)を必ずかける。
- 5 登校時は正門前道路は歩道を押して行く。また、学校敷地内では乗らない。
- 6 主要道路を基本とし、安全な道路を通る。
- 7 暗くなったら必ずライトを点灯し、他の通行者(歩行者・自転車・自動車)に十分配慮する。
- 8 常に交通安全に心がけ、交通ルールを守り、自転車安全利用五則を実践すること。
*違反危険運転行為…●二人乗り・並進・一旦停止無視・携帯電話利用・ヘッドホンをつけての音楽機器等の利用、雨天時の傘さし運転など



- 休みの日に自転車で学校(部活動等)に来る場合は、必ずヘルメットを着用し、あごひもを締めること。また、タスキを必ず着用すること。なお、自転車は各部で指定された駐輪場所に必ず駐輪し鍵をかけること。
- 無許可で登下校した場合は自転車を学校で預かります。

(5) 西合志南中学校の『校内生活』

①不要品について

- 学校生活に不必要なもの(お菓子類、雑誌類、プリクラ、音楽機器、ゲーム機、刃物類、携帯電話等)は一切持ち込まない。持ち込みを発見した場合は、担任が預かり保護者に返却するものとする。
- 不要なお金は学校に持ってこないこと。必要がある場合、紛失・盗難防止のため朝のうちに必ず担任または担当者に渡すこと。

②物品の売買及び譲渡について

- 校内・校外を問わず生徒同士または先輩・後輩間の物品の売買は一切禁止する。
- お金の貸し借りはいかなる理由があろうとも一切禁止です。

③忘れ物について

- 学習用具や提出物等の忘れ物がないよう前日のうちに準備しましょう。
- 次のような行為は認められない。
 - ア) 無断で自宅に取りに帰ること。
 - イ) 無断で友人から貸し借りをすること。

④室内での生活について

- 事故防止のため、教室内や廊下、階段では落ち着いた行動をし、大声を出したり、走り回ったりしないこと。



(6) 西合志南中学校の『校外生活』

- 常に西南中生徒であることを忘れず、自覚と責任を持った行動に心がけましょう。
 - ア) 外出の際は、行き先、帰宅予定時間を必ず家の人に知らせましょう。
 - イ) 喫煙・飲酒・薬物(シンナー)等は、強い心(自制心)を持って絶対に手を出さないようにしましょう。
 - ウ) 外出する場合、午前10時から日没までを原則とし、この時間帯以外に外出する場合は必ず保護者の許可を得ること。
 - エ) ゲームセンターやカラオケボックス等の遊技場への出入りは保護者同伴とし、中学生だけでの入店は一切禁止とする。
 - オ) けだまは絶対にしない・させない。また、夜間の散歩(深夜徘徊)も絶対にしない。
 - カ) 自転車に乗車する時は交通ルールをしっかりと守り、2人乗りや夜間の無灯火、並列運転等は絶対にしません。また、タスキを着用するよう心がけましょう。
 - キ) スーパーやコンビニエンスストア等特に用事がない場合は、入店しない。入店する用事が済んだら速やかに立ち去ること。
 - ク) 危険な遊び(火遊び・花火・エアガン・車道でのスケートボード等)はしないこと。

(7) その他

- 携帯電話はとても便利な道具です。しかし、SNS等による個人情報の流出や、ネット上に他者を傷つける書き込みをする等、使い方を誤るととても危険なものにもなります。便利さの裏に潜む危険性を理解し、正しく使いましょう。また、熊本県教育委員会及び合志市・西南中では携帯電話について次のようにしています。

携帯電話所持の責任は、保護者です。合志市ではPTAの申し合わせ事項として、午後10時から午前6時までの子どもの携帯電話の使用については制限をし、その時間帯は保護者が預かる形となっています。学校への携帯電話の持ち込みはいかなる理由があろうとも一切禁止とします。持ち込んだ場合は、担任または担当者が預かり、保護者へ直接返却します。なお、携帯電話によるトラブルは保護者の責任です。事態の早期解決のために、警察などの関係機関と連携し対処することを基本とします。

- 自転車の2重ロックに努めましょう。自転車の盗難が校区内で多発しています。そして、その多くは「無施錠」によるものです。盗難防止のためにも鍵の2重ロック(備え付けの鍵とチェーン)を心がけましょう。
- 令和5年4月より、自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されています。自分の身を守るためにも、ヘルメットの着用を推奨します。
- 安心安全な学校生活のために
 - ①問題行動により自分自身と向き合う時間が必要だと判断される場合は、一定期間教室ではなく別室にて学習をさせます。
 - ②学校教育において妨げとなる行為(授業妨害)、不適切な行為(暴言・暴力等)があり、指導をしても改善が見られない場合は、振り返り指導「再登校指導」を行います。
 - ③重大な事件や問題行動などは、学校等警察連絡協議会や警察等関係機関と連携を行います。